

第三次薬物乱用防止五か年戦略 フォローアップ

平成22年7月

薬物乱用対策推進会議

目標 1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

(1) 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実強化

【施策の内容】

(学校における児童生徒への薬物乱用防止教育の充実強化)

文部科学省

- ・ 小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知に努めた。
- ・ 平成21年3月に改訂された高等学校学習指導要領「保健体育」において、現行の麻薬、覚せい剤に加え、新たに大麻を扱うものとされ、大麻の有害性・危険性に関する指導の充実を図るよう周知に努めた。
- ・ 平成21年12月に作成された高等学校学習指導要領解説「保健体育編・体育編」において、現行の麻薬の例示に新たにMDMAを加え、MDMAの有害性・危険性に関する指導の充実を図るよう周知に努めた。

(薬物乱用防止教室の充実強化)

文部科学省

- ・ すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努め、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力も得つつ、その指導の一層の充実を図るよう周知に努めた。

警察庁・厚生労働省・文部科学省・財務省

- ・ 警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師、税関職員等が学校の薬物乱用防止教室等に講師として赴き、薬物乱用防止に関する講演を行った。

警察庁・厚生労働省・財務省

- ・ 薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカーを活用し、薬物の標本やパネル等を展示するなどして、薬物乱用防止教室の指導効果の向上を図った。

警察庁

- ・ 全国警察に対して、少年部門と薬物対策部門が連携し、年1回の薬物乱用防止教室が確実に実施されるよう関係機関との連携を指示するとともに、薬物乱用防止教室の開催増加に伴う講師確保のため、ライオンズクラブ国際協会に対して、同協会所属の薬物乱用防止教育認定講師の派遣等に関する協力依頼を行った。

(薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の作成・配布、活用促進)

文部科学省

- ・ 地方公共団体において、児童生徒に正しい知識を習得させるため、薬物乱用防止に関する児童生徒用教材、教師用指導資料等の適宜作成・配布に努めるよう指導した。
- ・ 薬物乱用が健康へ及ぼす影響等について解説した小学生、中学生及び高校生用の啓発教材を作成し、すべての小学5年生、中学1年生及び高校1年生に配布した。
- ・ 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編）」を改訂し、すべての小学校及び教育委員会に配布した。
- ・ 平成22年3月に作成した「生徒指導提要」において、薬物乱用等の問題を抱える児童生徒に対する生徒指導について示した。

警察庁

- ・ 薬物の危険性・有害性等を分かりやすく理解させるなど、薬物乱用防止に関する啓発活動を効果的に行うため、リーフレット、パンフレット等を作成し、教育委員会、学校関係者等に配布した。

厚生労働省・文部科学省

- ・ 若年層のMDMA等合成麻薬や大麻の乱用が問題となっていることから、これらを説明した薬物乱用防止啓発読本を作成して、すべての中学1年生及び高校3年生に配布した。
- ・ 作成した啓発資料については、厚生労働省ホームページに掲載し周知するとともに、都道府県等の関係機関に利用の促進を促した。

文部科学省

- ・ 地方公共団体において、国、地方公共団体等において作成・配付した教材等の活用の促進を図るため、教材等の使用について関係機関との連携の充実を図るよう指導した。また、国で作成・配布した教材等を文部科学省ホームページに掲載し周知に努めた。

(教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する研修機会の拡充)

文部科学省

- ・ 効果的な実践のための指導の充実を図るため、教員や薬物乱用防止教室の指導者に対する効果的な研修の機会の拡充を図るよう指導した。
- ・ 薬物乱用防止教室の推進を図るため、警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の薬物乱用防止教室の講師の資質向上を図るための講習会・研修会を開催した。

警察庁

- ・ 都道府県警察の少年警察担当職員を対象とした研修等において、薬物乱用防止に関する講義を行い、薬物乱用防止教室等における職員の指導効果の向上を図った。

厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止指導員を対象とした研修会を実施するとともに、各種啓発活動に活用できる啓発読本を作成・配付した。

文部科学省

- ・ 薬物乱用防止教育の充実のため、教職員や教育委員会関係者、警察職員、麻薬取締官OB、薬剤師、保護者等幅広い関係者を対象とした「薬物乱用防止教育シンポジウム」を開催した。

(児童生徒等の薬物に対する認識、薬物乱用の実態等についての調査分析)

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究費補助金により、全国中学生の薬物乱用に関する意識・実態及び全国の児童自立支援施設における、薬物依存の意識・実態に関する調査を実施した。(隔年ごとの実施)

(学校警察連絡協議会等の活用促進など学校と警察の連携強化)

警察庁・文部科学省

- ・ 学校警察連絡協議会等において、少年の薬物乱用の実態、薬物の有害性・危険性等について情報提供を行うとともに、薬物乱用を把握した場合の早期連絡の要請等、学校関係者等との連携を一層強化するよう指導した。

(大学生等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の強化)

文部科学省

- ・ 大学等において、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう指導した。
- ・ 大学の学生支援担当教職員の会議や研修会等において、入学時のオリエンテーシ

ョンの活用、学生ハンドブックへの記載、講演会の開催などにより学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう要請した。

文部科学省・厚生労働省・警察庁

- ・ 薬物乱用防止のための啓発用パンフレット「薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～」を改訂し、文部科学省のホームページで公開するとともに、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校の新1年生に配布した。
- ・ 啓発用パンフレットの内容を活用した2種類の啓発用ポスターを作成し、すべての大学、短大、大学院大学及び専門学校に配布した。

警察庁

- ・ 大学生等の間での大麻事犯等の蔓延を未然に防止するため、全国警察に対して、すべての大学等を対象に新入生に対するオリエンテーション等の機会に薬物乱用防止の啓発を行うよう働きかけを行うとともに、大学等から薬物乱用防止講習等の依頼があった場合の積極的支援を指示した。
- ・ 大学と連携し、講演会等で警察職員が、薬物の危険性・有害性等を説明するなどして、大学生を対象とする薬物乱用防止広報啓発活動を実施した。

【施策の効果】

文部科学省・厚生労働省・警察庁・財務省

- ・ 学習指導要領及び同解説、生徒指導提要並びに指導参考資料の改訂により、学校における薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実強化が図られた。
- ・ 関係機関等への協力要請等の薬物乱用防止教室の充実強化の周知徹底により、薬物乱用防止教室の開催率の上昇が図られた。
- ・ 各種啓発資料の作成・配布により、児童生徒、学生等において薬物乱用による健康被害や危険性についての理解の促進が図られた。
- ・ 各種研修の実施により、薬物乱用防止に関する指導者の資質向上が図られた。

(2) 有職・無職少年に対する啓発の強化

【施策の内容】

(労働関係機関・青少年労働関係団体等による啓発の充実)

厚生労働省

- ・ 労働関係機関・青少年労働関係団体等に薬物乱用防止啓発読本を配付し、未成年労働者等を対象とした啓発活動を実施した。

(街頭キャンペーン等による啓発の充実)

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前や繁華街等で少年の薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施した。
- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
- ・ 若年層における薬物乱用を防止するためには、社会人教育の場においても若者に薬物乱用防止のための広報啓発を推進することが重要であることから、全国警察に対して、企業の新入社員研修や各地域における成人式等の機会において、若者に薬物乱用防止の広報啓発が行われるよう関係機関、団体等への働きかけるとともに当該機関、団体からの講師派遣等の要請に対して積極的に協力するよう指示した。また、各経済団体に対して各企業の新入社員研修等において薬物乱用防止講習等を実施するよう依頼した。

厚生労働省

- ・ 全国での街頭キャンペーンや主要6都市における薬物乱用防止運動の実施、各種媒体を活用した広報活動の展開、薬物乱用防止キャラバンカーの巡回等により薬物

乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。

【施策の効果】

厚生労働省・警察庁

- ・ 労働関係機関・青少年労働関係団体等による啓発や街頭キャンペーン等により、有職・無職少年に対して薬物乱用防止に関する知識の普及が図られた。

(3) 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化

【施策の内容】

(薬物乱用防止指導員の資質の向上)

厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止指導員を対象とした研修会を実施するとともに、各種啓発活動に活用できる啓発読本を作成・配付した。

(少年やその保護者等を対象とした薬物乱用防止に関する啓発)

厚生労働省

- ・ 薬物乱用防止指導員協議会が主体となり、全国5カ所において小学生、中学生及び高校生並びにその保護者世代を対象とした、地域における薬物乱用防止についての対話集会を開催した。
- ・ (財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターを通じて、ポスター、パンフレット、啓発用読本等各種資材の作成、啓発用インターネットホームページ、薬物乱用防止キャラバンカーの運行、地域における対話集会や各種キャンペーンの実施等、官民一体となった啓発活動を展開した。
- ・ 家庭における薬物乱用防止教育の一端として、全小学6年生保護者を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成・配付した。

警察庁

- ・ 関係機関・団体、ボランティア等とともに、駅前や繁華街等で少年の薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施した。
- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。

(薬物乱用少年の早期発見・補導に対する協力要請)

警察庁

- ・ 春休み・新学期における少年の非行・被害防止に関する通達を発出し、関係機関と連携した補導活動の強化や、少年のたまり場となりやすい場所等の管理者に対して不良行為少年等の発見時の速やかな通報を依頼した。

(各種ボランティア団体との連携強化)

厚生労働省

- ・ 各種ボランティア団体が主催する薬物乱用防止に関する講習会等について講師の派遣や後援として連携を図るとともに、啓発読本等の提供を行った。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 積極的な広報啓発等の各種活動を推進したことにより、少年やその保護者等の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与するとともに、地域における薬物乱用防止に関する指導の充実及び家庭における薬物乱用防止教育の充実が図られた。

(4) 広報啓発活動の強化

【施策の内容】

(薬物乱用防止に関する広報啓発活動の推進)

文部科学省

- ・ 薬物乱用の危険性を身近に認識させるため、高校生から啓発ポスターのデザイン画及び啓発映像を公募し、すべての高校へポスターを配布するとともに、競技場等の大型ディスプレイシステムを活用し、薬物乱用防止を啓発する映像を放映した。

警察庁

- ・ 小学生、中学生及び高校生を対象とした薬物乱用防止に関するポスター等の募集や街頭キャンペーン等を実施した。
- ・ 全国の警察本部に「覚せい剤相談電話」等の名称で設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 著名な芸能人による薬物事犯が相次いだことを受け、警視庁及び東京都主催による、(社)日本音楽事業者協会、(社)音楽制作者連盟、(社)日本芸能実演家団体協議会、関東信越厚生局麻薬取締部等との意見交換会を開催し、以下の3点について合意した。
 - 関係3団体は、東京都、警視庁等を始めとする関係当局と協力関係を構築し、業界内部における薬物乱用根絶・撲滅のための教育活動、セミナー・研修等に努める。
 - 警視庁等の関係機関は、芸能界における教育活動、研修等に際し、啓蒙資料・ビデオ等の提供・貸出し、講師の派遣等の積極的支援を行う。
 - 関係3団体は、違法薬物撲滅・根絶を目的とした長期的で実行力のある啓蒙活動を実施し、社会貢献として、警視庁等が実施する各種啓蒙活動に対する積極的参画・参加に努める。
- また、芸能界における薬物乱用防止を目的とした研修会等に警察職員を積極的に派遣して、その取組を支援した。

法務省

- ・ “社会を明るくする運動”の一環として、薬物乱用問題をテーマとした地域住民を対象とする講演会、住民集会、公開ケース研究会等を開催した。

厚生労働省

- ・ 大麻・けしに関するフラッシュ動画や薬物乱用の恐ろしさについてのビデオ動画を作成し、政府広報オンラインに掲載するとともに、テレビ、ラジオ、雑誌、携帯電話などの媒体を利用した啓発活動を行った。
- ・ 厚生労働省のホームページに、乱用薬物の啓発に係る動画を掲載するとともに、薬物乱用に係る相談窓口一覧を掲載した。
- ・ (財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターを通じて、ポスター、パンフレット、啓発用読本等各種資材の作成、啓発用インターネットホームページ、薬物乱用防止キャラバンカーの運行、地域における対話集会や各種キャンペーンの実施等、官民一体となった啓発活動を展開した。
- ・ 小学生、中学生及び高校生等の参加を得て、街頭キャンペーン等を実施し、薬物乱用防止に関する規範意識の醸成を図った。

(青少年及び青少年育成関係者への広報啓発活動の推進)

厚生労働省

- ・ 「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」(平成21年10月・11月)、「不正大麻・けし撲滅運動」(平成22年5月・6月)、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」(平成22年6月20日～7月19日)を主催し、ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配付、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、携帯電話、街頭ビジョン等を活用した啓発活動を展開した。さらに「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」では、街頭キャンペーンや野球場・サッカー場等の電光掲示板等を活用した啓発活動、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」で

は、講演やトークショー等による啓発活動を実施した。

警察庁

- ・ テレビ、新聞、ラジオ、ポスター等多様な広報媒体を活用した広報啓発活動を推進したほか、「薬物乱用防止広報強化期間」（6・7月）等において、少年等に対し、薬物乱用の危険性等についての広報啓発活動を積極的に展開した。

内閣府

- ・ 「全国青少年健全育成強調月間」（平成21年11月）において、学校等の関係機関や民間団体、地域住民等が連携して、薬物乱用防止教室やシンポジウム等を開催するなど、青少年の薬物乱用防止活動を推進した。

（「薬物乱用防止広報車」、「薬物乱用防止キャラバンカー」やインターネットの有効活用）

警察庁

- ・ イベント会場等において薬物乱用防止広報車を効果的に活用し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。

厚生労働省

- ・ 全国1,350か所に薬物乱用防止キャラバンカーを学校や地域の行事等を巡回し、約19万5千人に対して薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図った。
- ・ 作成した啓発読本等を厚生労働省のホームページに掲載した。
- ・ 違法ドラッグの有害性等の正しい知識の啓発を実施するために、啓発ポスターを作成し、厚生労働省のホームページに掲載するとともに、インターネットを活用したバナー広告による広報啓発活動を実施した。
- ・ 大麻の海外情報を含む関連情報を、厚生労働省のホームページに掲載した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省・内閣府・法務省・文部科学省

- ・ 各種啓発活動、多様な媒体を活用した広報活動及び研修会等において、薬物乱用の実態や危険性、相談機関の設置場所等の周知を積極的に展開したことにより、青少年自身の規範意識や国民の薬物根絶意識の醸成に成果を挙げるとともに、地域における薬物乱用防止活動が一層推進された。

（5）関係機関による相談体制の構築

【施策の内容】

（相談機関間の連携強化）

法務省

- ・ 少年鑑別所においては、「一般少年鑑別」の一環として薬物問題の相談に応じており、多くの地域で整備が進められている相談機関ネットワークに少年鑑別所も参加した。

警察庁

- ・ 平成17年から毎年、学校関係者や警察関係者等が参加し、非行や問題を抱えた少年に対する支援及び相互の連携のあり方等について意見交換を行うブロック協議会を開催している。
- ・ 少年相談の機会等を活用し、関係機関等と連携した継続的な指導、助言等を行った。

厚生労働省・警察庁・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、保護司、麻薬取締官、都道府県麻薬取締員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を強化した。

厚生労働省・警察庁

- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6ブロックで開催し、一般者を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談にかかる地域の関係機関間の連携を強化した。

(相談窓口の周知)

法務省

- ・ 少年鑑別所における「一般少年鑑別」を紹介するパンフレットを配布し、その利用の促進を図った。

警察庁

- ・ ヤングテレホンコーナー等の相談窓口の電話番号を掲載したリーフレット等を配布するなどして、その利用促進を図った。

厚生労働省

- ・ 厚生労働省ホームページにおいて、全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」を更新・掲載するとともに、各種資材にも掲載することにより、相談窓口の周知・利用促進を図った。また、携帯電話版の同ホームページにおいても掲載し、同様の周知・利用促進を図った。
- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族を支援等するための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の保護観察所、児童自立支援施設等に配布した。

厚生労働省・文部科学省・警察庁

- ・ 高校生や大学生等に配布した薬物乱用防止啓発パンフレットにおいて、精神保健福祉センター等の薬物乱用防止相談窓口機関の周知を図った。

(少年相談専門職員等の育成及び資質の向上)

法務省

- ・ 「一般少年鑑別」に応じる職員（鑑別技官）に対しては、心理査定、面接技法、心理療法等に関する専門的な知識や技術を付与するための研修体制を整備し、専門性の向上を図った。

内閣府

- ・ 内閣府が各都道府県において主催する地方研修会において、青少年育成カウンセラー、少年補導委員、薬物乱用防止指導員、高等学校教員等関係機関等職員に対して、青少年の薬物問題について情報の共有と、関係者の資質向上を図ることを含め、少年相談活動等の充実を推進する取組を行った。

警察庁

- ・ 心理学等の専門的知識を有する少年補導職員の確保、研修会や教養等の実施による資質の向上など薬物乱用に関する少年相談活動の充実に努めた。

厚生労働省・警察庁・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、保護司、麻薬取締官、都道府県麻薬取締員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を強化した。

厚生労働省・警察庁

- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6ブロックで開催し、一般者を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談にかかる地域の関係機関間の連携を強化した。

【施策の効果】

法務省

- ・ 少年鑑別所において、「一般少年鑑別」を行うことにより、相談者の薬物問題に対する理解を深めさせた。また、他の相談機関との連携を強化し、パンフレットの配布等により、「一般少年鑑別」の相談窓口の周知が図られた。さらに、「一般少年鑑別」に当たる職員（鑑別技官）の研修の実施により、職員の専門性の向上が図られた。

内閣府・警察庁

- ・ 相談機関の担当者や、学校教育関係者等の参加による研修会の開催により、青少年の薬物問題について情報の共有と、関係者の資的向上が図られた。

警察庁

- ・ 少年相談の機会等を活用して指導、助言等の実施により、少年の薬物乱用防止についての意識の醸成に寄与した。

厚生労働省・法務省

- ・ 「薬物中毒対策連絡会議」等において、関係機関の連携強化を図ったとともに、様々な媒体において相談窓口を周知することにより、相談窓口の積極的な活用が図られた。

【まとめ】

平成21年中の少年の覚せい剤事犯による検挙人員は258人で平成20年中と比較し、3人増加した。うち中学生は6人、高校生は25人であった。

少年の大麻事犯による検挙人員は214人で平成20年中と比較し、20人減少した。

少年のMDMA等合成麻薬事犯による検挙人員は8人で平成20年中と比較し、18人減少した。

薬物事犯の犯罪少年の検挙・補導人員は、特に覚せい剤及びシンナー等有機溶剤事犯の減少などから薬物乱用防止教室の開催や街頭補導活動の強化といった取組が一定の成果を上げているものと認められるが、大麻及びMDMA等合成麻薬事犯では少年及び20歳代の若年層が全体の半数以上であることから今後も引き続き関係機関が連携して、青少年による薬物乱用防止の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上のために以下の取組の一層の充実に努める必要がある。

- 学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実の強化については、今後ともすべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、小学校においても薬物乱用防止教室の開催の一層の推進に努める必要がある。また、教員や薬物乱用防止教室の指導者の研修の機会の充実や、児童生徒用教材及び教師用指導資料の充実に引き続き努める必要がある。
- 広報啓発活動については、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等についての国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報のあり方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。大麻については、有害性等の正しい知識の啓発につき、引き続き実施する必要がある。
- 関係機関等による相談体制については、地域住民の相談に的確かつ素早く対応するため、より充実した相談体制を構築する必要がある。
- 街頭補導活動の強化とその協力体制の整備については、外国人薬物密売組織に対して、密売多発地区における集中的な取締り等に努めた結果、街頭での公然、無差別な密売はみられなくなったものの、引き続き、薬物乱用少年の早期発見・補導を行う必要がある。
- 少年鑑別所においては、「一般少年鑑別」の一環として、薬物問題の相談にも応じているところ、引き続き、地域の相談機関との連携強化に努めるとともに、こうした相談に応じる職員の専門性の向上を図る必要がある。

また、総務省の「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、引き続き、以下の検討が必要である。

- 都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずること。
- 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、大学等に対して先進的な取組事例を提供するなど、薬物乱用防止に係る情報提供を充実させること。

目標2 薬物依存・中毒者の治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の推進
--

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

【施策の内容】

厚生労働省・警察庁・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、保護司、麻薬取締官、都道府県麻薬取締員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を強化した。

厚生労働省・法務省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族を支援等するための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の保護観察所、児童自立支援施設等に配布した。

厚生労働省・警察庁

- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6ブロックで開催し、一般者を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談にかかる地域の関係機関間の連携を強化した。

厚生労働省

- ・ 厚生労働省ホームページにおいて、全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」を更新・掲載するとともに、各種資料にも掲載することにより、相談窓口の周知・利用促進を図った。また、携帯電話版の同ホームページにおいても掲載し、同様の周知・利用促進を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症者に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 精神保健福祉センターにおいて、保健所、市町村等に対する技術指導・援助を実施した。

警察庁

- ・ 全国の警察本部に「覚せい剤相談電話」等の名称で設置されている薬物乱用問題等に関し、相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット等を活用して広報し、その周知に努めた。

【施策の効果】

厚生労働省・警察庁・法務省

- ・ 相談窓口の周知及び関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する知識の向上並びに専門性の強化を、引き続き図ることができた。

厚生労働省

- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおける相談事業及び啓発活動によって、薬物問題の早期発見・早期対応を可能とした。
- ・ 精神保健福祉センターによる地域の保健機関・医療機関等に対する技術指導・援助によって、相談機関担当職員の専門性の向上を図った。

(2) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 入院・治療を含め、幻覚・妄想状態を呈した薬物乱用者に対する精神医療の提供を推進した。
- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存のメカニズム、神経毒性、治療法等に関する基礎的研究を実施した。
- ・ 国立精神・神経センターにおいて、医師、看護師等を対象に薬物依存に関する研修を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 精神医療体制の整備により、幻覚・妄想状態等の精神症状を呈した薬物依存者に対する医療の提供を行うことができた。
- ・ 薬物依存・中毒に関する医療に携わる専門家の養成が図られた。

(3) 薬物依存・中毒者の家族への相談体制・支援等の充実

【施策の内容】

厚生労働省・警察庁・法務省

- ・ 麻薬中毒者相談員、保護司、麻薬取締官、都道府県麻薬取締員、医療関係者、保健所職員、精神保健福祉センター職員、保護観察官、警察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6ブロックで開催し、地域における関係機関間の連携を強化した。

厚生労働省・法務省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族を支援等するための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の保護観察所、児童自立支援施設等に配布した。

厚生労働省・警察庁

- ・ 薬物中毒・依存症者を抱える家族を支える活動を行う家族会の代表者及び薬物依存症の専門家による「再乱用防止対策講習会」を全国6ブロックで開催し、一般者を対象に薬物中毒・依存症に対する理解の普及とともに、相談にかかる地域の関係機関間の連携を強化した。

厚生労働省

- ・ 厚生労働省ホームページにおいて、全国の「薬物乱用防止相談窓口機関一覧」を更新・掲載するとともに、各種資料にも掲載することにより、相談窓口の周知・利用促進を図った。また、携帯電話版の同ホームページにおいても掲載し、同様の周知・利用促進を図った。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談及び薬物依存に対する啓発、家族教室等を引き続き実施した。
- ・ 「依存症回復施設職員研修事業」（平成22年度より開始）により、依存症回復施設の質の担保及び依存症への対応力を一層強化するため、同施設職員に対する研修を行い、職員の資質向上を図る。

警察庁

- ・ 全国の警察本部に「覚せい剤相談電話」等の名称で設置されている薬物乱用問題等に関し、相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット等を活用して広報し、その周知に努めた。

法務省

- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者の家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与するための講習会を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省・警察庁・法務省

- ・ 相談窓口の周知及び関係機関の連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する知識の向上並びに専門性の強化を図ることができた。

厚生労働省

- ・ 「依存症回復施設職員研修事業」（平成22年度より開始）により、依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、同施設の依存症への対応力向上を図り、依存症への対応力の強化とともに、薬物依存患者への支援の充実を図る。

法務省

- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会の実施により、当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与することができ、当該保護観察対象者の再乱用防止に効果を挙げた。

（４）薬物依存・中毒者の社会復帰の支援の充実強化

【施策の内容】

厚生労働省・法務省

- ・ 公共職業安定所等の関係機関と連携し、薬物事犯の対象者も含めた刑務所出所者等に対して就労支援を行うとともに、犯罪歴のある者を積極的に雇用する協力雇用主を開拓することにより、不就労で生活の安定しない薬物事犯の対象者の就労確保を図った。

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者については、保健所、自助グループ等の協力を得て、薬物等に関する処遇を実施している更生保護施設に宿泊保護を委託した。
- ・ 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査の実施のほか、覚せい剤事犯者処遇プログラムの運用を開始（平成20年6月から）し、覚せい剤事犯保護観察対象者のうち、一定の条件を満たした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、同プログラムの受講を義務付けた。
- ・ 民間の自助団体や研究機関、大学等の専門家からなる薬物事犯受刑者処遇研究会（平成16年度に開催）の意見を踏まえて策定した標準プログラムに基づき、各刑事施設において薬物依存離脱指導を計画的に実施した。
- ・ 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律のもと、薬物事犯の受刑者に対して改善指導を義務付け、民間自助団体等の協力を得ることにより指導の充実を図った。
- ・ 薬物依存離脱指導の更なる充実強化を図るため、外部専門家の協力を得て検討会議を開催（平成21年）し、認知行動療法の手法を取り入れた処遇プログラムの開発を進めた。

【施策の効果】

厚生労働省・法務省

- ・ 平成21年度も引き続き、厳しい雇用情勢の中、公共職業安定所等の関係機関と連

携して就労支援を実施するとともに、協力雇用主の開拓に努めた結果、相応の成果を得た。

法務省

- ・ 住居が不安定であったり、改善更生のための環境が整っていない薬物事犯の対象者については、更生保護施設等に宿泊保護することにより社会復帰を促進させた。
- ・ 簡易薬物検出検査が、覚せい剤を使用していないという結果を積み重ねさせ、断薬の努力についての達成感を与えることによって、当該保護観察対象者の断薬意志の維持及び促進につながったほか、覚せい剤事犯者処遇プログラムにおいて再発防止計画を策定させることにより、覚せい剤再乱用防止に効果を上げた。
- ・ 76庁の刑事施設において、標準プログラムに基づく指導が実施された。
- ・ 刑事施設77庁（刑務支所を含む）において、民間自助団体の協力を得た指導体制が整備され、指導内容の充実・強化が図られた。
- ・ 認知行動療法の手法を取り入れた上記処遇プログラムのワークブック及び指導マニュアルを策定した。

（５）民間団体等との連携強化

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族を支援等するための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、民間団体等に提供した。
- ・ 保健所、精神保健福祉センターにおいて、薬物依存者に関する相談及び訪問指導、地域住民への講習会、家族教室等を実施し、その中で民間団体の活動に裨益する情報の提供を行った。

厚生労働省・警察庁

- ・ 「依存症対策推進モデル事業」（平成21年度開始）を実施し、地域における効果的な薬物依存症対策等を推進した。また、一部の都道府県警察では、同事業の支援を実施した。

法務省

- ・ 保護観察所において薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会を実施する際に、民間団体の関係者を講師として招いた。

内閣府

- ・ 薬物依存・中毒者の社会復帰を行っている民間団体・NPO等に対してヒアリングを行ったほか、民間施設を視察し、実態の把握に努め、これら団体との連携について検討を行った。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 民間団体等に小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を配布することにより、薬物の再乱用防止にかかる民間団体等との連携が促進された。

厚生労働省・警察庁

- ・ 「依存症対策推進モデル事業」（平成21年度開始）において、薬物等の依存症対策に係る地域連携体制の構築と、薬物等の依存症患者の支援を行っている自助団体・家族会の活動支援や自助団体・家族会と協同した薬物依存症対策の実施等を通じ、地域の実情に即した効果的な薬物等の依存症対策を試行するとともに、民間団体等との連携が促進された。

法務省

- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会の講師として民間団体の関係者を招くことにより、保護観察所と民間団体との連携が促進された。

内閣府

- ・ 薬物依存症者にかかる民間団体等の取組への理解の深化とともに、今後の連携を図る上で課題等を整理することができた。

(6) 少年の再乱用防止対策の充実強化

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 薬物乱用者・依存症者の家族を支援等するための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の児童自立支援施設に提供した。

警察庁

- ・ 少年による薬物の再乱用を防止するため、関係機関と連携を図り、薬物を乱用する少年に対する継続補導等のフォローアップを実施した。

法務省

- ・ 保護観察対象少年及びその保護者の同意を得た上で、当該保護観察対象少年に対し、簡易薬物検出検査を実施した。
- ・ 保護観察所において、薬物事犯保護観察対象者の家族に対し、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与するための講習会を実施した。
- ・ 少年院において、薬物に依存した少年はもとより、薬物の使用経験がある少年も対象として、薬物問題指導プログラムを実施し、その充実化を図った。また、教育内容・教育方法を充実させ、職員の指導技術を向上させるという観点から、家庭裁判所等の関係機関の職員を招へいし、研究授業の実施とともに、効果的な薬物依存からの離脱方法について検討を行った。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 全国の児童自立支援施設に小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を配布することにより、少年の薬物の再乱用防止対策を講じることができた。

警察庁

- ・ 少年サポートセンターが中心になり、薬物を乱用する少年に対する継続補導等の活動を実施し、少年の薬物再乱用防止に貢献した。

法務省

- ・ 覚せい剤を使用していないという結果を積み重ねることにより、当該保護観察対象少年の断薬意志の維持及び促進につながった。
- ・ 保護観察所における薬物事犯保護観察対象者の家族に対する講習会の実施により、薬物乱用の有害性及び当該保護観察対象者への対応等に関する知識を付与ことができ、当該保護観察対象者の再乱用防止に効果を上げることにつながった。また、講習会の講師として関係機関の職員を招くことにより、保護観察所と関係機関との連携が促進された。
- ・ 少年院において、薬物に依存した少年のほか、薬物経験のある少年も対象にして、薬物の再乱用防止を念頭においた指導の充実化が図られた。また、関係機関の職員を招へいの上研究授業の実施により、薬物乱用防止のための効果的な処遇方法等に関する知見を得ることができた。

(7) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物依存のメカニズム、神経毒性、治療法等に関する基礎的研究を実施した。

- ・ 厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握、地域資源（精神保健福祉センター）と連携した再乱用防止プログラムの開発推進等を実施した。
- ・ 障害者対策総合研究「緊急に実態を把握し対策を講ずるべき精神疾患に関する研究」の一環として、依存症の治療や支援について、関係機関の連携・対応の実態治療の効果等を調査分析する研究を進めている。

文部科学省

- ・ 科学研究費において、薬物乱用防止教育に関連する研究を進めた。

内閣府

- ・ 外国の薬物依存症対策にかかる施設に職員を出張させ、政府及び民間団体の取組について調査を実施した。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 薬物乱用実態、15歳以上の者の生涯誘惑率・生涯経験率等の状況が把握でき、これらの成果により薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。
- ・ 薬物依存のメカニズム等の基礎的研究を進めることにより、治療法等の基盤づくりを推進した。

文部科学省

- ・ 薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。

内閣府

- ・ 外国の薬物依存症対策につき、今後の分析・検討のための資料を収集することができた。

【まとめ】

薬物中毒・依存者の再乱用防止のため、全国6ブロックにおいて「薬物中毒対策連絡会議」及び「再乱用防止対策講習会」を開催し、薬物中毒・依存者の治療・社会復帰に関わる関係機関の専門家が意見交換等を行い、連携強化が図られている他、薬物中毒・依存症に対する知識の普及並びに相談にかかる地域レベルで関係機関の連携を強化しており、今後とも継続していくことが必要である。

薬物中毒・依存者の治療、社会復帰の支援による再乱用防止においては、その実態把握及び指導が重要である。厚生労働科学研究では、薬物の依存性・精神毒性、乱用に関する意識・実態調査及び地域資源を活用した薬物の再乱用防止にかかるプログラムの開発を実施してきた。しかしながら、薬物乱用・依存の疫学調査は、その性質上、全容を解明することが難しく、様々な視点から長期にわたって調査することにより、正確な実態把握が可能なものである。再乱用防止にかかるプログラムの開発は、今後、多施設において実施することにより、事例を蓄積し、効果を検証する必要がある。また、薬物依存のメカニズムに関してはいまだ未解明な部分も多く、これらについては、今後、一層の研究等を引き続いて実施することが必要である。

「依存症対策推進モデル事業」（平成21年度より開始）において、薬物等の依存症対策に係る地域連携体制の構築、薬物等の依存症患者の支援を行っている自助団体・家族会の活動支援や自助団体・家族会と協同した依存症対策の実施等を通じ、地域の実情に即した効果的な薬物等の依存症対策を促進した。

「依存症回復施設職員研修事業」（平成22年度より開始）により、依存症回復施設の職員の人材養成・資質向上、依存症回復施設の薬物依存症への対応力向上を図り、もって依存症回復施設の薬物依存症への対応力を強化し、薬物依存患者への支援が望まれる。

少年院においては、最近の薬物事犯少年の問題性・特性等を踏まえ、再乱用防止を図るという観点から、効果的な処遇プログラムの作成に取り組み、指導教材、指導方法等の研究・開発に努めるとともに、引き続き、法務教官の指導力の向上を図る必要がある。

総務省の「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視」を受け、引き続き、以下の検討が必要である。

- 関係省庁は、初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策を推進する観点から、未決拘禁の段階から関係府省が連携することも含め、検討を行うこととする勧告を受けており、今後、関係省庁でこれらの取組について更に検討を進めて行くこと。
- 「地域依存症対策推進モデル事業」（平成21年度より開始）における実践例や精神保健福祉センター等の取組例を情報収集の上、地域における支援体制の在り方・行政機関の役割について検討すること。
- 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底を図るとともに、矯正施設及び保護観察所の連携の強化について改善策を検討すること。
- 都道府県においては、知事等を本部長とする薬物乱用対策推進地方本部が設置され、都道府県において先進的、効果的な取組が行われているが、政府による情報提供や支援が不十分であった。政府においては、他の都道府県の参考となる先進的な取組の提供、共有化をホームページを通じて図ること。

目標3 薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底

(1) 組織犯罪対策の推進

(薬物密売組織の壊滅に向けた統一的な戦略の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国警察が一体的に効果的な組織犯罪対策を推進するため、組織犯罪対策要綱に基づき、警察庁組織犯罪対策部において、薬物密輸・密売事案等組織犯罪情報の集約、分析及び取締り戦略の立案を行うとともに、都道府県警察において薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な対策を推進するなど、薬物犯罪組織の壊滅に向けた取締りを推進した。
- ・ 犯罪組織に関する情報の集約、分析及び還元のため、警察情報管理システムの積極的活用を図った。
- ・ 犯罪組織の実態解明及び摘発を強化するための増員を行い、体制を整備するとともに所要の装備資機材の整備に努めた

厚生労働省

- ・ 組織体制の強化を図り、統一的な戦略のもと、暴力団・外国人による薬物密売組織等に対する取締りを実施した。
- ・ 麻薬取締官を増員し、組織体制を強化するとともに、情報収集・分析体制の強化を図った。
- ・ 薬物密売組織等に対する視察内偵等のため、車両及び装備資機材の整備を図った。

【施策の効果】

警察庁、厚生労働省

- ・ 体制の強化や装備資機材の整備を図ったことにより、統一的戦略に基づく薬物密売組織に対する視察内偵活動が強化され、組織の実態解明が促進された。

(薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底)

【施策の内容】

警察庁、厚生労働省

- ・ 末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突き上げ、掘り下げ捜査等から薬物密売組織の実態を解明し、組織の中枢に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを実施した。

【施策の効果】

警察庁、厚生労働省

- ・ 大規模かつ広域的な覚せい剤等密売組織に対する徹底した情報収集、内偵捜査等により、暴力団幹部等を検挙し、組織を壊滅に追い込む集中取締りを実施したほか、平成21年中、首領・幹部を含む暴力団関係者7,231人などを薬物事犯により検挙した。

(厳正な科刑の獲得)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 厳正な科刑を獲得するため、業として行う薬物密売等を重く罰する麻薬特例法第5条の積極的な適用を推進するとともに、同条の適用事件については、特に、裁判員裁判を見据え、捜査段階から、被疑者の悪性、常習性、営利性等の分かりやすい立証に努めた。

法務省

- ・ 累次の全国検事会同において、組織的犯罪対策三法及び麻薬特例法の積極的な活用を推奨し、組織的な薬物事犯についての徹底した捜査の実施と厳正な科刑の実現に努めるよう指示した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 業として覚せい剤、麻薬、大麻等の薬物を密売していた暴力団幹部やイラン人グループ、またインターネットや宅配便を利用して全国的な規模で密売していたグループに対する厳正な科刑の獲得を図るため、麻薬特例法第5条の積極的な適用に努めた結果、平成21年中、37件の同条の適用事件の暴力団等の薬物密売組織に対する組織犯罪対策が推進された。

法務省

- ・ 平成21年においては、覚せい剤取締法違反等の麻薬・覚せい剤事犯について、第1審判決において被告人の大半が1年以上の懲役に処せられ、有罪判決を受けた者の約53%が実刑となった。また麻薬特例法違反については、3年以上の懲役に処せられた者の割合が80%となっており、厳正な科刑が得られた。

(捜査手法の活用等)

【施策の内容】

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 組織的に敢行される薬物密売を解明するため、通信傍受法等の適正かつ効果的な運用に努めた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 覚せい剤等の密輸事犯につき、関係機関と合同でコントロールド・デリバリーを実施し、覚せい剤等を押収、被疑者を検挙する等捜査手法の活用を推進した。

【施策の効果】

警察庁・法務省

- ・ 平成21年中、組織的な薬物密売事犯6事件において、傍受令状20件の発付を得て通信傍受を実施し、合計33人の密売人等を逮捕した。

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 麻薬特例法の活用等により、暴力団等の薬物犯罪組織の摘発を進め、組織を壊滅する等、一定の打撃を与えた。

(イラン人等外国人薬物密売組織対策の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ イラン人等外国人薬物密売組織の活動地区に重点を置いた集中的かつ総合的な取締りを実施した。
- ・ 検挙された外国人密売人の多くを不法滞在者が占めることから、関係機関と協力して、入管法違反外国人に対する取締りを強化し、平成21年中に4,050人（うちイラン人は33人）を検挙した。
- ・ 薬物犯罪収益の海外送金に悪用されるおそれがある地下銀行の摘発に努めた。

法務省

- ・ 厳格な上陸審査を行うため、全国の主要空海港に配備された高性能の偽変造文書鑑識機器を積極的に活用し、偽変造文書所持者の発見に努めた。

また、本邦に乗り入れるすべての航空機等の旅客等名簿の事前提出がなされ、その結果、多くの旅客等情報をチェックすることが可能となったため、要注意人物に対する審査を準備することが可能となった。

併せて、上陸申請時における個人識別情報の提供が義務付けられ、上陸申請者と旅券名義人との同一性の確認及び要注意リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となっているところ、ICPO紛失・盗難旅券データベースとの照合も開始した。

- ・ 平成21年中、本邦在留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人のうち、290人の外国人について同有罪判決を受けたことを直接の理由として退去強制手続を執った（5年間で退去強制手続を執った者は1,524人）。

首都圏を管轄する東京入国管理局、東海・北陸地区を管轄する名古屋入国管理局及び近畿地区を管轄する大阪入国管理局に摘発方面隊を設置し、摘発をより一層強化した。

首都圏及び近畿・東海・北陸地区においては警察等関係機関とも緊密に連携するなどして入管法違反外国人に対する摘発を強化した結果、平成21年中は9,664か所の摘発を実施した。

- ・ 通訳人に対するセミナーを実施し、刑事手続における通訳の遂行に必要な知識等を修得させ、その育成を図るとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。

厚生労働省

- ・ イラン人等外国人薬物密売事犯を摘発し、密売組織構成員の役割分担等、薬物密売に関する実態解明に努めた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 語学研修を実施するとともに、外国で開催される研修に捜査員を派遣するなど捜査員の語学能力の向上に努めるとともに、民間通訳人の協力を確保するなど、通訳体制の整備・充実を図った。

【施策の効果】

警察庁・法務省

- ・ 上陸審査の厳格化及び不法滞在外国人に対する着実な退去強制手続の実施により不法残留者数は、平成22年1月1日現在では、前年より21,294人減少した91,778人となった。

警察庁

- ・ 地下銀行の摘発を進めることにより、薬物密売組織による海外送金の手段を減少させた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成21年中来日外国人の薬物事犯の検挙人員は664人（うちイラン人は143人であり、イラン人等の外国人薬物密売組織に一定の打撃を与えた。

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 捜査員の語学能力の向上、通訳体制の整備・充実により、来日外国人による薬物事犯の取締りに対応した。

(2) 犯罪収益対策の推進

(薬物犯罪収益等に係る情報集約、分析の強化)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 平成19年4月、F I Uが国家公安委員会・警察庁に設置されて以降、多数の外国F I Uとの間で情報交換枠組みの設定に向けた交渉を推進し、我が国と地理的・経済的に緊密な関係にある21の国・地域（香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、アメリカ、シンガポール、カナダ、インドネシア、イギリス、ブラジル、フィリピン、スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア、パラグアイ、フランス、カタール、トルコ）のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定し、外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換の実現を図っている。
- ・ 金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報を整理・分析した結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた情報を、捜査等の端緒情報として捜査機関等へ多数提供した。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するため、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めた。

法務省

- ・ 犯罪収益移転防止法第11条に基づき、マネー・ローンダリング犯罪及びその前提犯罪の捜査に役立つため、国家公安委員会から提供された疑わしい取引に関する情報を最高検察庁を通じて全国検察庁へ配布した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 特定事業者に対する指導や研修会を所管行政庁と連携し実施したところ、平成21年中の疑わしい取引の届出件数は、272,325件で前年に比べ37,065件（15.8%）増加した。

厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等に係る実態解明の推進がなされた。

(薬物犯罪収益等のはく奪の徹底)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益等のはく奪を期するため、積極的な麻薬特例法の適用による没収保全措置及び税務当局への課税通報を行った。

法務省

- ・ 累次の全国検事会同において、薬物犯罪収益のはく奪の徹底を指示し、この種事

犯の捜査処理に関して協議を行った。

- ・ 平成21年に、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を68人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を350人にそれぞれ適用し、言い渡された没収・追徴額の合計は約19億5,147万円に上った。

警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物犯罪収益の隠匿・收受行為を処罰する麻薬特例法第6条の適用を推進するとともに、薬物犯罪収益等の確実なはく奪を期すため、麻薬特例法第19条に基づく没収保全命令の活用を努めた。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省

- ・ 平成21年中、麻薬特例法各条の適用件数は、第6条が5件、第7条が5件、第19条が8件であった。薬物犯罪収益のはく奪のために麻薬特例法の適用を積極的に推進し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

法務省

- ・ 薬物犯罪収益のはく奪に係る麻薬特例法の運用が定着し、暴力団等の薬物密売組織に資金面から一定の打撃を与えた。

(薬物犯罪収益等の移転防止に向けた取組の推進)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報を整理・分析した結果、薬物犯罪等に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められた情報を、捜査等の端緒情報として捜査機関等へ多数提供した。
- ・ 平成19年4月、F I Uが国家公安委員会・警察庁に設置されて以降、多数の外国F I Uとの間で情報交換枠組みの設定に向けた交渉を推進し、我が国と地理的・経済的に緊密な関係にある21の国・地域（香港、タイ、マレーシア、ベルギー、オーストラリア、アメリカ、シンガポール、カナダ、インドネシア、イギリス、ブラジル、フィリピン、スイス、イタリア、ポルトガル、韓国、ルーマニア、パラグアイ、フランス、カタール、トルコ）のF I Uとの間で情報交換のための枠組みを設定し、外国F I Uとの積極的かつ迅速な情報交換の実現を図っている。
- ・ 第三次対日相互審査の結果、指摘を受けた勧告（金融機関における顧客管理措置に関する勧告等）の2年後のフォローアップに向け関係省庁と連携しつつ、有識者懇談会を開催し、学識経験者や実務家等から意見を聴取するなどして今後の対応を検討している。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 特定事業者に対する指導や研修会を所管行政庁と連携し実施したところ、平成21年中の疑わしい取引の届出件数は、272,325件で前年に比べ37,065件（15.8%）増加した。

(3) 巧妙化する密売方法への対応

【施策の内容】

警察庁

- ・ 犯罪組織の実態解明及び摘発を強化するため、警察庁組織犯罪対策部の増員を行うなど、体制を整備するとともに所要の装備資機材の整備に努めた
- ・ 平成18年6月から運用を開始した「インターネット・ホットラインセンター」からの通報、サイバーパトロール等により、薬物密売等に関する情報の把握に努めた。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、各種法令を活用して取締

りを徹底するとともに、各種捜査手法の効果的な活用方法について検討を行った。

警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察、税関、海上保安庁及び全国麻薬取締部との連携を強化し、巧妙化する薬物事犯に対し、情報収集体制の強化及び捜査協力体制の確保を図った。

厚生労働省

- ・ インターネット関係4団体による違法情報の阻止に関するガイドラインの改訂に協力するとともに、インターネットを利用した違法薬物の広告等につき、厚生労働省が違法薬物に関する情報の削除依頼を行うことができる手続きを定める等連携の強化を行った。
- ・ インターネットを利用した薬物事犯について、全国の麻薬取締部において情報収集に努め、関東信越厚生局麻薬取締部捜査企画情報課において情報を一元化するとともに、情報連絡体制の強化を図った。
- ・ 携帯電話、インターネット利用による薬物密売に対し、積極的に譲受け捜査の活用を努め、取締りの徹底を図った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 平成21年中、インターネット・ホットラインセンターから、「規制薬物の乱用を、公然、あおり、又は唆す行為」及び「規制薬物の広告」に関する情報について2,346件の通報を受けた。また、インターネット・ホットラインセンターではこれらの情報について、サイト管理者等に対して2,096件の削除依頼を行った。

厚生労働省

- ・ 関連機関等の連携及び情報収集体制の強化により、掲載電話、インターネット等を利用した巧妙な薬物密売事犯に対し、効果を発揮した。

(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国の警察本部に「覚せい剤相談電話」等の名称で設置されている薬物乱用問題等に関する相談電話の利用促進を図るため、ホームページやリーフレットを活用して広報し、その周知に努めた。
- ・ 薬物乱用を拒絶する社会環境づくりを進めるために、関係機関・団体と協力して「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」等の各種啓発活動の全国展開や薬物乱用防止キャラバンカーによる啓発等、各種広報啓発活動を実施した。

財務省

- ・ 学校等へ税関職員を派遣して行う講演会、税関見学会、税関展等を実施する等の広報啓発活動を行った。なお、税関見学会等においては、薬物乱用防止を含めた社会悪物品等の密輸防止啓発ビデオを上映するとともに、模造麻薬見本や密輸入手口の写真パネルを展示した。
- ・ 大麻種子の不正輸入を阻止すべく水際取締りの徹底に努めた。

厚生労働省

- ・ 全国麻薬取締部に相談専用の回線を設ける等相談窓口を設け、乱用者本人、家族等からの相談に随時対応した。
- ・ 「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（平成21年10月・11月）「不正大麻・けし撲滅運動」（平成22年5月・6月）、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」（平成22年6月20日～7月19日）を主催し、ポスターの掲示、リーフレット等啓発資材の配付、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、携帯電話、街頭ビジョン等を活用した啓発活動を展開した。さらに「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」では、街頭キャンペーンや野球場・サッカー場等の電光掲示板等を活用した啓発活動、「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」では、講演やトークショー等による啓発活動を実施した。

- ・ 関係機関と連携の上、注射器の不正流通等の取締りを推進した。

警察庁・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物の需要の根絶を図るため、末端乱用者の取締りも重点として推進した。

警察庁・厚生労働省

- ・ 近年増加傾向にあり、若年層への乱用拡大が懸念されている大麻事犯については、その取締り方策に関する検討を踏まえ、大麻の不正栽培・所持等の事犯に対する徹底した捜査のほか、インターネットを利用した大麻種子の販売業者に対する大麻栽培のほう助罪の適用や、大麻種子の購入者による不正栽培事犯に対する大麻栽培の予備罪の適用等、引き続き現行法の規定を最大限活用して取締りを推進した。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 広報啓発活動を推進することで、薬物に関する正しい知識の普及に努め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めた。

財務省

- ・ 講演会や税関見学会等を通じた国民に対する薬物乱用防止に関する広報啓発の充実により、薬物乱用を拒絶する規範意識が確立された社会の形成促進に貢献した。
- ・ 水際取締りの徹底により、大麻種子の不正輸入の阻止に一定の成果を挙げた。

警察庁・厚生労働省

- ・ 末端乱用者の取締りを重点として推進し、薬物の需要の削減に一定の成果を挙げた。
- ・ 大麻事犯については、大規模で組織的な大麻栽培事犯の検挙とともに、インターネットを利用した大麻種子の販売者・購入者を継続して検挙する等供給面等からも一定の成果を上げた。

海上保安庁

- ・ 海上において末端乱用者に対する取締りを実施した。

(5) 多様化する乱用薬物への対応

【施策の内容】

警察庁

- ・ 乱用薬物の鑑定方法の研究を進めるとともに、データベース、鑑定機材を充実し、鑑定の高度化を図った。
- ・ 違法薬物の取締りを通じて新規の脱法ドラッグを把握し、発見押収時における鑑定、関係機関への通報など麻薬としての速やかな指定に努めた。
- ・ 大麻の検挙人員及び押収量が増加傾向にあることから、その取締りを強化するとともに、啓発用のリーフレット等において、MDMA等錠剤型合成麻薬・大麻等に関する情報を盛り込み新たな薬物の乱用拡大を防止するための啓発を行った。
- ・ 小学校、中学校、高等学校、大学等で開催された薬物乱用防止教室、講演会等へ職員を派遣し、児童生徒等に対して、薬物が社会へ与える影響、薬物の危険性・有害性等について広報啓発を行った。

厚生労働省

- ・ 液体クロマトグラフィー質量分析計を全国の麻薬取締部に設置するとともに、機器から得られたデータの充実等を行う等、鑑定機材の充実、鑑定の高度化を図った。
- ・ インターネットの監視や製品の買上検査を通じて違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の把握に努め、平成21年10月「スパイス」等の製品に含まれる合成カンナビノイド3物質を含む合計6物質を指定薬物に指定した。
- ・ 新規の指定薬物に関する分析法を定め、関係取締機関・都道府県衛生研究所との間で情報共有を図った。
- ・ 若年層のMDMA等合成麻薬や大麻の乱用に対し、これらに特化した啓発パンフレットを全ての中学1年生及び高校3年生に配布し、薬物乱用防止対策の強化を図

った。

- ・ 大麻・けしに関するフラッシュ動画や薬物乱用の恐ろしさについてのビデオ動画を作成し、政府広報オンラインに掲載するとともに、テレビ、ラジオ、雑誌、携帯電話などの媒体を利用した啓発を行った。

【施策の効果】

警察庁

- ・ 鑑定機器及び鑑定技術の向上で、より迅速で正確な鑑定の実施が可能となったほか、新たな乱用薬物の出現に対応した鑑定技術の開発が推進され、取締現場での活用が期待される。
- ・ 乱用拡大が懸念される大麻をはじめ、MDMA等合成麻薬や違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）等について、様々な広報媒体を活用することにより、新たな乱用薬物に関する情報を効果的に周知するなどの確に対応した。

厚生労働省

- ・ 新規の指定薬物を指定することにより多様な薬物の乱用防止・取締りが図られた。
- ・ 鑑定機器及び鑑定技術の高度化により、指定薬物を始めとする新規の乱用薬物の、迅速かつ正確な鑑定の実施を可能とした。

（6）正規流通への監督の徹底

【施策の内容】

厚生労働省

- ・ 医療用に使用される麻薬、向精神薬、覚せい剤の不正流出を防止するため、都道府県薬務主管課とともに、医療機関等への立入検査を実施し、医療機関、取扱業者、薬局等への指導・監督の徹底を図った。
- ・ 無水酢酸の不正流通を防止する等、特定麻薬原料等を取り扱う業者に対する指導・監督の徹底を図るとともに、疑わしい取引の事例につき周知を図った。

【施策の効果】

厚生労働省

- ・ 正規流通の麻薬等の指導・監督を医療機関等へ徹底することにより、不正流出防止が図られた。

（7）関係機関の連携強化

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関による合同捜査・摘発を推進するとともに、「薬物取締強化期間」を実施するなど、関係機関が連携した取締りを推進した。
- ・ 密輸入情報入手段階から関係機関による合同捜査・調査、更には共同摘発を推進し、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めた。

警察庁・財務省・法務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 「薬物対策関係取締機関情報交換会」、「地区麻薬取締協議会」及び「密輸出入取締対策会議」等を通じ関係機関間の情報交換を促進し、定期的に情報の共有化を図った。

警察庁・厚生労働省

- ・ 都道府県警察・麻薬取締部による覚せい剤等に係る合同の捜査を行う等、関係機関と連携して薬物事犯の摘発を推進した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関間の人事交流、研修への相互派遣及び合同訓練を推進し、関係機関の連携の強化を図った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・法務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 情報交換、共同摘発、人事交流・合同訓練等の推進により、情報の共有化、捜査技法の向上、関係機関の連携強化等が図られ、新潟県新潟東港や北海道小樽港といった水際での大量覚せい剤密輸入事件を摘発するなど、一定の成果を挙げた。

【まとめ】

薬物密売の中核的存在である暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織に対し組織犯罪対策を効果的に推進するため、統一的戦略に基づく関係取締機関等の連携による情報の収集・分析、組織の中核に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締り、麻薬特例法の活用等による厳正な処分・科刑の獲得、薬物犯罪収益のはく奪等に努めた結果、首領・幹部を含む暴力団関係者やイラン人等外国人密売組織関係者多数を薬物事犯により検挙し、人的・資金的な面から打撃を与えた。

しかしながら、これら犯罪組織は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行うなど、密売方法を巧妙化・潜在化・広域化させるとともに、グローバル化が見られる状況にある。

このため、密売組織の実態解明とその弱体化・壊滅に向けた各種の取組を推進し、取締体制の強化、装備資機材の整備、組織犯罪に対応するための捜査手法の活用・研究、薬物犯罪収益のはく奪等を行っていく必要があるが、その一方で、街頭等の公共空間における薬物密売を防止する観点から、今後は、関係機関のみならず、地方公共団体、地域住民、事業者等による地域社会の防犯ネットワーク等との連携により、薬物密売が行われにくい環境づくりを推進する必要性も認められる。

また、薬物需要根絶の観点から、末端乱用者に対する取締りを推進した結果、多数の末端乱用者を検挙した。特に大麻事犯においては検挙人員が過去最高を記録するなど、若年層への乱用拡大が懸念される中でインターネット上では、大麻の乱用や栽培をほう助する種子販売の書き込みの防止を進めるため、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、取締りを強化することが必要である。

更に、厳正な科刑の獲得については、裁判員裁判の導入に伴い、これまでの取組みに加えて、薬物事犯の社会全体に与える悪影響等について、裁判員からの理解が得られるよう分かりやすい立証の方法に配慮していく必要がある。

このほか、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、インターネット広告の監視や製品の買い上げ調査を通じて、その実態把握に努めるとともに、薬事法違反に該当する事案に対する都道府県による指導取締りを強化する。また、新たに確認された幻覚等の作用を有する物質については、その製造、輸入、販売等を禁止するため、厚生労働大臣による指定薬物への指定を速やかに実施するとともに、その分析・鑑定法の共有を図っていくことが重要である。

目標4 薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推進

(1) 密輸等の情報収集の強化 (民間からの情報収集の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省

- ・ パンフレット等各種広報媒体により、国民から広く、密輸等に関する情報提供を求めるとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協

力を求めた。

警察庁

- ・ 漁業関係者等の関係業界との連絡協議会の開催により、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

財務省

- ・ 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。
- ・ 覚せい剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、インターネット上の「税関ホームページ」に薬物摘発を含めた各税関の事件発表を掲載する等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。
- ・ 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- ・ 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- ・ 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。

海上保安庁

- ・ 密輸情報提供用リーフレット、ポスターの作成、工作船の一般公開等、あらゆる機会を利用して、薬物の水際阻止の重要性、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行ったほか、「海の緊急通報118番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけた。

【施策の効果】

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関による広報により、電話等による情報窓口に対する国民の認識が広まったこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な参考情報が寄せられ、その情報に基づき、薬物事犯を摘発した。

(国際的な情報収集の強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 「国連麻薬委員会」、「世界税関機構(WCO)監視委員会」、「アジア・太平洋地域麻薬取締機関長会議(HONLEA)」、「国際協力薬物情報担当官会議(ADLOMICO)」等の国際会議において、各国における薬物取締状況の把握、薬物等の密輸動向及び取締対策に関する意見交換を積極的に行った。

警察庁

- ・ 「薬物犯罪取締セミナー」及び「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」を開催し、関係各国等と情報交換等を行うとともに、情報交換のコンタクトポイントの拡大等を行った。
- ・ 海外における薬物乱用状況、国際犯罪組織等活動状況、関係当局による取締施策等の情報を収集するため、薬物の仕出地等へ職員を派遣した。
- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成21年10月「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し(平成16年から毎年開催)、参加各国との間で情報交換を行った。

財務省

- ・ 平成21年8月に日中韓3か国による第3回密輸情報交換実務者会合を開催し、3か国協力を一層積極的に推進することで一致した。また、同年9月に開催した第3回日中韓3か国関税局長・長官会議においても、密輸情報の交換等における3か国の税関当局間の協力について議論を行うとともに、「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に合意した。
- ・ 平成21年8月、マカオと第2回密輸情報交換実務者会合を開催し、両者との間で情報交換を含めた税関間の協力を一層積極的に推進することで合意した。
- ・ 新たに、ロシア及びイタリアとの間で二国間税関相互支援協定等に署名するとと

もに、発効済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努めた。

- ・ WCOのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（R I L O A/P）の情報交換ネットワークの積極的活用を努めた。
- ・ 各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、国際的な情報交換を積極的に行った。
- ・ 薬物等の仕出地又は中継地となっている国へ長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

厚生労働省

- ・ 関東信越厚生局麻薬取締部国際情報課をコンタクトポイントに薬物密輸出入事犯に関する関係国との情報交換を積極的に行った。
- ・ 薬物仕出国等に対し、麻薬取締官のべ18名を派遣し、同国における薬物乱用状況等の情報収集及び関係当局との間で情報共有に努めた。

海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地となる可能性の高い国・地域へ職員を派遣し、情報交換のためのコンタクトポイントの拡大を図るとともに、国際犯罪組織等の活動状況及び関係当局による取締施策等の情報を入手した。
- ・ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）から所長を招へいの上、「海上薬物取締セミナー（MADLES2009）」を開催し、取締責任者間の意見交換及び技術移転等の協力を行った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加、薬物の仕出地となる可能性の高い国・地域への職員の派遣等の機会を利用して、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を活用し薬物の密輸入事犯を摘発することにより、国際的な情報収集の成果を挙げることができた。

（組織・装備の強化）

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国警察が一体的に効果的な組織犯罪対策を推進するため、組織犯罪対策要綱に基づき、警察庁組織犯罪対策部において、薬物密輸・密売事案等組織犯罪情報の集約、分析及び取締り戦略の立案を行うとともに、都道府県警察において薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な対策を推進するなど、薬物犯罪組織の壊滅に向けた取締りを推進した。
- ・ 犯罪組織に関する情報の集約、分析及び還元のため、警察情報管理システムの積極的活用を図った。

財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めた。また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、必要な人員の増員を行い、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、情報収集・分析の強化を図るために麻薬取締官の増員とともに所要の捜査資機材の整備を図った。

海上保安庁

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制を強化するため、取締要員の増員や必要な資機材の整備をはじめ、速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇、航空機を整備した。
- ・ 容疑船の継続的な動静監視と外国船舶に対する立入検査の強化等を目的に、「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。
- ・ 現有機材の有効活用を図るとともに、情報収集・分析等、薬物対策に有効な資機材の整備を図った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 必要な人員の増員や捜査資機材の整備を図ったこと等により、薬物密輸組織等に対する情報収集活動の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、薬物密輸組織等を摘発するなど、一定の成果を得た。

(シグニチャー・アナリシス等の推進)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係省庁の分析担当者間において、最新の鑑定・分析方法に関する情報交換会議を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

警察庁・財務省

- ・ 警察庁及び財務省間において、薬物密輸事犯に係る押収薬物の鑑定・分析方法及び分析結果に関する情報の交換を図るとともに、押収薬物のシグニチャー・アナリシスの実施に関する共助に努めた。

警察庁・外務省

- ・ 17年6月までタイ及びCLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）における薬物分析技術の向上を通じた法執行能力の強化を目的とした「薬物対策地域協力プロジェクト」を実施し、更に同プロジェクトの成果を踏まえて、平成18年9月から平成21年3月までCLMV諸国に対するタイの薬物分析技術支援能力の向上を目的とした「メコン地域薬物対策地域協力プロジェクトフェーズ2」を実施したが、これらの技術支援のフォローアップのため、平成21年11月から平成22年2月までの間に2回の調査団を派遣した。
- ・ 平成14年7月、フィリピン国政府が薬物問題の中心的な取締執行機関として設置した「フィリピン薬物取締庁（PDEA）」の業務体制と業務能力の確立を目的として、平成17年1月から平成19年1月までの間「薬物法執行能力向上プロジェクト」を実施し、薬物取締に係る捜査・情報収集を効果的に推進するために不可欠な薬物特定・識別に係る技術支援を行ったが、同プロジェクトの成果を踏まえプロジェクト終了後も更に短期専門家を派遣して薬物分析技術向上のための技術支援を継続してきたところ、平成21年度については計3回（各2か月ずつ）、短期専門家を派遣して「覚せい剤粉末の定量分析及び不純物分析」の指導に当たった。

警察庁

- ・ シグニチャー・アナリシスの精度を高めるため、分析プログラムの高度化を図った。

財務省

- ・ 覚せい剤のプロファイリング技術向上のため、関係機関と連携して、分析方法及び分析結果の情報交換を図るとともに、より精度の高いプロファイル分析を可能とするための新たな分析手法の開発にも努めた。

厚生労働省

- ・ 薬物プロファイリング技術を有する関係国当局間と情報交換を行うことにより、薬物分析の国際ネットワークの構築を図った。
- ・ 麻薬取締部に新たに鑑定課を設置し、薬物分析・鑑定に関する体制の強化を図った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関の研究所等と協力し、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。また、関係国の当局との協力により、薬物分析に関する国際的ネットワークの構築の動きが促進された。

(原料物質の輸出入対策・体制の充実)

【施策の内容】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）との間で情報交換を行うとともに、INCBの要請に基づき、麻薬新条約附表I及び附表IIに掲げられている物質について、我が国から輸出される仕向国及び我が国へ輸

入される仕出国並びに我が国から輸出される物質の合法的な用途を報告した。

厚生労働省

- ・ I N C Bが実施する原料物質プログラムに参加することにより、対応の可能性のある原料物質の情報収集に努めた。
- ・ 関係国に麻薬取締官を派遣することにより、薬物及びその原料物質等の統制に関する意見交換及び分析技術協力を実施した。

経済産業省

- ・ 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき輸出審査を厳格に実施した。

【施策の効果】

厚生労働省・経済産業省

- ・ 我が国から輸出される原料物質について、用途・需用者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。
- ・ 我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、I N C Bとの情報の共有が図られた。
- ・ 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

(2) 密輸取締り体制の強化・充実

(関係機関の連携強化)

【施策の内容】

警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 現場レベルでの情報交換を推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。

警察庁・法務省・財務省

- ・ 薬物等の密輸阻止等水際取締りの徹底を図る観点等から、事前旅客情報を活用した取締の強化を図った。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 茨城空港開港に伴う密輸対策の合同訓練等、薬物の密輸入等を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

総務省・財務省

- ・ 郵便事業株式会社に対し、薬物等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国の郵便物とは別に提示を行うこと、X線検査装置や麻薬探知犬による検査に必要な場所を確保することを要請した。

【施策の効果】

警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 最近における密輸動向、犯罪情勢等の情報交換を行うことにより、中央レベルにおいては、定期的開催される密輸出入対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化が進んだ。

また、現場レベルにおいては、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、新潟東港、小樽港での大量覚せい剤密輸入事件の摘発、暴力団関係者等による国際スピード郵便利用の覚せい剤及び大麻密輸入事犯を摘発したほか、多くの携帯密輸入事犯等の摘発に至った。

さらに、郵便事業株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示などの協力が行われ、税関検査が効果的に実施できた。

(海上、港湾等監視・取締体制の強化)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審な貨物や船舶に関する情報の収集に努めた。

警察庁・海上保安庁

- ・ 中国、香港等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、張込み等を実施した。

警察庁

- ・ 海上、港湾等における取締体制強化のため、所要の装備資機材の整備に努めた。

財務省

- ・ 保税蔵置場等の許可をしないことができる要件に、申請者が暴力団員であること等を追加する関税法の改正を行った。(平成21年7月施行)
- ・ 密輸関連情報の収集・分析能力の向上を目的として、税関職員を海外取締当局主催の情報分析研修に参加させるなど取締職員の能力向上を図った。
- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めた。また、犯則調査センター室(東京税関)及び監視取締センター室(横浜税関)において、必要な人員の増員を行い、監視取締体制の充実を図った。
- ・ 大型X線検査装置や麻薬探知犬をはじめとする検査機器の配備替や使用頻度の増大などによる有効活用を図るとともに、監視カメラを増配備した。また、日本海側海域の取締りを強化するため、大型監視艇を配備した。

海上保安庁

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制を強化するため、取締要員の増員や必要な資機材の整備をはじめ、速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇、航空機を整備した。
- ・ 容疑船の継続的な動静監視と外国船舶に対する立入検査の強化等を目的に、「空き巡視艇ゼロ」を目指した巡視艇の複数クルー制を拡充した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 必要な人員の増員、巡視艇の複数クルー制の拡充並びに速力、搜索監視能力等の向上を図った巡視船艇、航空機の配備、X線検査装置を始めとする各種取締機器の充実・強化により、港湾等における監視・取締体制等の強化が図られた。
- ・ 関係機関の合同船内検査・合同捜査により、取締りの強化が図られた。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視・取締りを実施した結果、新潟東港、小樽港において大量の覚せい剤密輸入事犯を摘発するに至った。

(密輸リスクに対応した取締の実施)

【施策の内容】

警察庁

- ・ 全国警察が一体的に効果的な組織犯罪対策を推進するため、組織犯罪対策要綱に基づき、警察庁組織犯罪対策部において、薬物密輸・密売事案等組織犯罪情報の集約、分析及び取締り戦略の立案を行うとともに、都道府県警察において薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な対策を推進するなど、薬物犯罪組織の壊滅に向けた取締りを推進した。
- ・ 犯罪組織に関する情報の集約、分析及び還元のため、警察情報管理システムの積極的活用を図った。

財務省

- ・ 密輸関連情報の収集・分析能力の向上を目的として、税関職員を海外取締当局主催の情報分析研修に参加させるなど取締職員の能力向上を図った。
- ・ 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、不正輸出入の可能性の高い貨物(ハイリスク貨物)と低い貨物(ローリスク貨物)に選別し、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の検査機器の配備替や使用頻度の増大などによる有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。
- ・ 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の配備替や使用頻度の増大などによる有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。

- ・ 犯則調査センター（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、必要な人員の増員を行い、情報収集、監視取締体制の充実を図った。

厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、麻薬取締官の増員を行い、組織体制の強化を図った。

海上保安庁

- ・ 逐次整備した管区海上保安本部国際刑事課・国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 薬物密輸組織等に対する取締りを強化するため、必要な人員の増員等、体制の整備を図った。
- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 必要な人員の増員、効果的な資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸等に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、薬物密輸組織等を摘発するなど、一定の成果を得た。
- ・ 外国航空機の旅客に関する事項の事前報告を活用して、携帯品内等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を多数摘発するなど相当の成果を上げた。

(密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

【施策の内容】

警察庁・厚生労働省

- ・ 薬物密輸組織等に対する視察内偵活動を強化するため、所要の装備資機材の整備を推進した。

財務省

- ・ 大型X線検査装置や麻薬探知犬をはじめとする検査機器の配備替や使用頻度の増大などによる有効活用を図るとともに、監視カメラを増配備した。
- ・ 税関で使用する取締・検査機器について、現場のニーズに即した既存機器の改良や既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の確立等を目的とした調査・研究を実施した。
- ・ 監視取締車両等の必要な資機材の整備を図った。

海上保安庁

- ・ 可搬型監視カメラや暗視双眼鏡等、取締りに必要な資機材の整備を図った。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 装備資機材の整備により、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

(コントロールド・デリバリー等の捜査手法の活用)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 平成21年においては、関係機関合同で、薬物密輸入事犯に対するコントロールド・デリバリーを39件実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ コントロールド・デリバリー捜査技法を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

警察庁

- ・ 薬物密輸入事犯に対するコントロールド・デリバリーの高度化を図った。
- ・ 覚せい剤の密輸・密売ルート of 解明を図るため、捜査において、押収した覚せい剤のシグニチャー・アナリシスの活用を推進した。

財務省

- ・ 外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

厚生労働省

- ・ 「薬物微量成分分析に係る担当者意見交換会」において、新規技術の共有とともに、薬物の仕出地や流通ルートの解明等、捜査への活用を行った。

- ・ 関係省庁の連携の下、新たな形態で密輸される薬物の発見及び追跡に関する捜査手法の情報共有を行った。

海上保安庁

- ・ 要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した要注意船舶及び要注意船員の分析並びに継続的な追跡調査により、密輸船舶の船名や動静を把握し、効果的な監視活動を実施することで、薬物密輸入事件を摘発した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ コントロールド・デリバリーの実施により、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明し、その構成員等を検挙した。また、コントロールド・デリバリー等の実施により、関係取締機関の有機的な連携が促進された。
- ・ 関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行い、その結果大量の覚せい剤等の薬物密輸事件の摘発に結びつけることができた。

(3) 更なる密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化

(関係機関の連携強化)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 中国・オランダ等の薬物が積み出されるおそれの高い国、地域と関連する船舶、貨物、人等に関する情報交換及び合同での監視・取締りを実施し、関係機関の連携強化を推進した。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸出入取締対策会議等における意見・情報交換により、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図るなど、新たな密輸ルートの解明のための関係機関の連携強化を推進した。

総務省

- ・ 国際郵便による密輸防止のため、財務省の発表資料に基づき、覚せい剤、麻薬等の仕出国の郵政関係機関に対する個別の文書の発出による我が国における覚せい剤、麻薬等の輸入制限についての郵便職員・利用者への周知の協力要請を行った。

海上保安庁

- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関する情報の入手に際しては、関係機関への通報及び合同での対応を推進した。

【施策の効果】

警察庁・総務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関との情報交換、合同監視・取締り及び訓練の実施により、中国・オランダの他、カナダ、ロシア、アフリカ諸国といった新たなルートによる密輸入に対処するための関係機関の連携が強化された。
- ・ 関係機関と要注意国から入国する密売組織員、運び屋、貨物等の情報交換を積極的に行った結果、携帯密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施した結果、新潟東港、小樽港において大量の覚せい剤密輸入事犯を摘発するに至った。
- ・ 個別に文書を発出した密輸仕出国の郵政関係機関から、利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、摘発を受けた郵便物に関する詳細情報の共有、関係部署との連携強化を実施する旨の回答を受けるなど、郵政関係機関相互間において一層の密輸防止の徹底が図られた。

(薬物密輸組織の実態解明と取締方策の充実)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めた。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 平成21年においては、関係機関合同で、薬物密輸入事犯に対するコントロールド・デリバリーを39件実施した。

警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ コントロールド・デリバリー捜査技法を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

警察庁・海上保安庁

- ・ 機動的な広域監視のための衛星や船舶動静情報等の活用についての所要の検討を行った。

警察庁

- ・ パンフレット等各種広報媒体により、国民から広く、中国・北朝鮮ルートによる密輸等に関する情報提供を求めた。

財務省

- ・ 本邦への入国前に報告された船舶の乗組員等に関する情報を活用して、取締・検査対象者の効果的な絞り込みを図った。

海上保安庁

- ・ 新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、洋上における取締りを効果的に実施するため、航空機の夜間監視能力の確認等、取締能力の検証を実施した。
- ・ 要注意船舶及び要注意船員に関するデータベースを活用し、対象船舶の入港時に立入検査を実施して、不良船員のスクリーニングを効果的に実施した。

【施策の効果】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係機関と要注意国から入国する密売組織員、運び屋、貨物等についての情報交換を積極的に行った結果、携帯密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施した結果、新潟東港、小樽港において大量の覚せい剤密輸入事犯を摘発するに至った。
- ・ コントロールド・デリバリーの実施や効果的なスクリーニングの実施により、多くの密輸事犯を摘発し、薬物密輸組織の構成員等の検挙に成果を挙げるとともに、関係取締機関の有機的な連携が促進された。

(国際的な取締体制の構築)

【施策の内容】

警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

警察庁

- ・ 仕出地及びその周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのため国際的な共同オペレーションの進展を図った。
- ・ 「薬物犯罪取締セミナー」及び「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催し、関係各国等の各取締機関等と薬物取締りに関する討議、研究を行うとともに、我が国が有する薬物事犯の捜査技術等の移転等の協力を行った。
- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成21年10月「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。

総務省

- ・ 万国郵便連合（UPU）国際事務局を通じ、各加盟国郵政関係機関に対して我が国の覚せい剤、麻薬等の密輸防止への協力の要請を行った。

財務省

- ・ 薬物等の仕出地又は中継地となっている国へ長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

- ・ 各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構（WCO）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O A / P）が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。
- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、主としてアジア大洋州地域の開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。

厚生労働省

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域への麻薬取締官の派遣等、海外関係機関と積極的に意見交換等を行った。

海上保安庁

- ・ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）から所長を招へいの上、「海上薬物取締セミナー（MADLES2009）」を開催し、取締責任者間の意見交換及び技術移転等の協力を行った。

【施策の効果】

警察庁・総務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートの関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立・強化が図られたことで、我が国向けに密輸出される薬物の取締りに関する意識が向上した。
- ・ 関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。
- ・ 万国郵便連合（UPU）国際事務局に対し、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引受検査の強化等、適切な措置を講じるよう、UPU加盟国の郵政関係機関に協力を願う旨のUPU回章（加盟国の郵政関係機関等からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を書く加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）を發出するよう要請し、加盟国に周知が行われた。

（４）国際的な連携・協力の推進

（グローバルな枠組みを通じた連携・協力の推進）

【施策の内容】

警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 「第53会期国連麻薬委員会（CND）」に参加し、不正薬物の供給阻止に必要な国内措置や国際協力に関する議論に積極的に参加するとともに、効果的な合成薬物対策や密輸対策等のために国際協力を更に推進する必要があることを強調した。また、我が国は、条約未規制物質である合成カンナビノイドの国際的な情報共有を求める決議を提出し、採択に導いた。
- ・ 「国際協力薬物情報担当者会議（ADLOMICO）」や「世界税関機構（WCO）監視委員会」等の国際会議に出席し、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等国際機関及び各国関係者等と積極的な意見交換を行った。

警察庁・内閣府・外務省

- ・ 「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」等において、「第三次薬物乱用防止五か年戦略（英訳版）」を提供し、我が国の薬物乱用対策を広く周知した。

警察庁

- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成21年10月「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。
- ・ アジア・太平洋地域全体での薬物取締り及び捜査協力に関する討議・研究を行うとともに、日本が有する薬物事犯の捜査技術の移転等を図ることを目的として、ア

ジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等29か国の参加を得て「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

海上保安庁

- ・ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）から所長を招へいの上、「海上薬物取締セミナー（MADLES2009）」を開催し、取締責任者間の意見交換及び技術移転等の協力を行った。

【施策の効果】

警察庁・法務省・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、合成薬物問題に関する国際的な認識を高め、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進に貢献した。
- ・ 各種国際会議において、仕出地、中継地等の関係国・地域と積極的な情報交換を実施することで薬物の密造・密輸組織等の動向に関する最新情報を得ることができ、我が国の麻薬原料物質等の薬物統制を検討するうえで有益なものとなった。
- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒に薬物の密輸入事犯を摘発した。
- ・ 我が国税関の薬物取締技法、情報管理技法及び国内外の関係機関や国際機関との連携の重要性を紹介することにより、多くの不正薬物の仕出地になっている開発途上国における密輸取締りの向上に貢献した。

（我が国への主要な仕出地域との連携・協力の推進）

【施策の内容】

警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 「第33回アジア・太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）」、「国際薬物取締会議極東地域作業グループ会合（IDEC/FERWG）」等の会議に参加し、効果的な薬物対策に必要な地域的取組を推進するための議論に参加し、我が国の知見の共有を図った。また、各国における薬物取締状況や薬物情勢に関する情報を入手するとともに、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等国际機関及び各国関係者と積極的な意見交換を行った。

警察庁

- ・ 「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」の開催を通じ、取締責任者間の意見交換及び知見の共有を促進した。
- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成21年10月「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加各国との間で情報交換を行った。

警察庁・外務省

- ・ アジア・中南米等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締に関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開いた。
- ・ 平成17年6月までタイ及びCLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）における薬物分析技術の向上を通じた法執行能力の強化を目的とした「薬物対策地域協力プロジェクト」を実施し、更に同プロジェクトの成果を踏まえて、平成18年9月から平成21年3月までCLMV諸国に対するタイの薬物分析技術支援能力の向上を目的とした「メコン地域薬物対策地域協力プロジェクトフェーズ2」を実施したが、これらの技術支援のフォローアップのため、平成21年11月から平成22年2月までの間に2回の調査団を派遣した。
- ・ 平成14年7月、フィリピン国政府が薬物問題の中心的な取締執行機関として設置した「フィリピン薬物取締庁（PDEA）」の業務体制と業務能力の確立を目的と

して、平成17年1月から平成19年1月までの間「薬物法執行能力向上プロジェクト」を実施し、薬物取締に係る捜査・情報収集を効果的に推進するために不可欠な薬物特定・識別に係る技術支援を行ったが、同プロジェクトの成果を踏まえプロジェクト終了後も更に短期専門家を派遣して薬物分析技術向上のための技術支援を継続してきたところ、平成21年度については計3回（各2か月ずつ）、短期専門家を派遣して「覚せい剤粉末の定量分析及び不純物分析」の指導に当たった。

財務省

- ・ 「世界税関機構（WCO）アジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O A / P）コンタクトポイント会合」等国際会議への参加を通じ、各国における密輸動向及び水際における密輸取締り等に関する意見交換、経験の共有化を図った。
- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化を目的に、主としてアジア大洋州地域をはじめとする開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。
- ・ 世界税関機構（WCO）事務局及びアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O A / P）へ職員を派遣した。
- ・ WCOの税関監視取締ネットワーク（CEN）に薬物摘発情報を積極的に提供した。

海上保安庁

- ・ 東南アジアの関係機関から、薬物取締りに従事する専門家を招へいして会議を開催し、情報交換、意見交換を実施した。
- ・ フィリピン等の東南アジア諸国に巡視船及び職員を派遣し、海上保安機関職員に対する研修・訓練を実施した。また、同職員を招へいして、海上犯罪取締りに係る研修を実施した。
- ・ 国連薬物犯罪事務所（UNODC）から所長を招へいの上、「海上薬物取締セミナー（MADLES2009）」を開催し、取締責任者間の意見交換及び技術移転等の協力を行った。

厚生労働省・外務省

- ・ 東アジア地域等から麻薬行政官を招へいし「麻薬行政官研修」を実施したほか、同地域等から薬物乱用防止担当者を招へいし「薬物乱用防止啓発活動研修」を実施した。

【施策の効果】

警察庁・外務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加により、関係各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化し、関係各国等取締機関からの情報を活用し、薬物の密輸事犯を摘発した。
- ・ 我が国への主要な薬物仕出地域である東南アジア諸国等を始めとする関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱用防止に対する能力の向上が図られた。
- ・ 各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等に関する積極的な情報交換を通じて、海外関係機関との協力関係が強化されるなど、各国との緊密な連携・協力が促進された。

財務省

- ・ 我が国税関の薬物取締技法、情報管理技法及び国内外の関係機関や国際機関との連携の重要性を紹介することにより、多くの不正薬物の仕出地になっている開発途上国における密輸取締りの向上に貢献した。また、技術協力を通じ、アジア諸国の税関職員の密輸取締り能力の向上に貢献した。
- ・ 世界税関機構（WCO）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（R I L O A / P）関連活動への貢献により、水際取締りにおける情報分析等の国際的な薬物取締活動の強化に貢献した。

(我が国への主要な仕出国等との二国間連携・協力)

【施策の内容】

海上保安庁

- ・ フィリピン等の東南アジア諸国に巡視船及び職員を派遣し、海上保安機関職員に対する研修・訓練を実施した。
- ・ 中国、韓国、ロシア等の海上保安機関との間で薬物密輸等を議題とする会議の開催及び実務者交流を実施したほか、薬物情勢及び薬物密輸に関わる可能性がある組織に関する情報交換を実施した。

警察庁・法務省・厚生労働省

- ・ 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

警察庁

- ・ 国際刑事警察機構（ICPO）を通じ、関係各国等と捜査協力を行った。

厚生労働省

- ・ 代替作物としての薬用植物の栽培に関する技術協力及び研究を推進した。
- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国に専門家を派遣し、乱用薬物の分析法について、種々の機器分析を用いる違法薬物の実地研修を実施し、分析法の技術移転に努めた。

財務省

- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、我が国への覚せい剤の主要仕出国である中国を含む、アジア大洋州地域をはじめとする開発途上国の税関職員を対象とした、我が国の受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施した。

【施策の効果】

警察庁・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。
- ・ 関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすとともに、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報を得ることができた。

警察庁

- ・ ICPOを通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入事犯を摘発した。

財務省

- ・ 我が国税関の薬物取締技法、情報管理技法及び国内外の関係機関や国際機関との連携の重要性を紹介することにより、多くの不正薬物の仕出地となっている開発途上国における密輸取締りの向上に貢献した。また、技術協力を通じ、アジア諸国の税関職員の密輸取締り能力の向上に貢献した。

【まとめ】

関係機関等と連携した水際対策を推進した結果、薬物密輸組織の壊滅、弱体化が進められ、政府を挙げての対策が効果を発揮している。

平成21年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、272件（前年比+67件、+32.7%）、検挙人員は337人（+93人、+38.1%）といずれも大幅に増加した。薬物事犯別では、覚せい剤事犯が大幅に増加したが、大麻事犯、MDMA等合成麻薬事犯が大幅に減少した。

また、密輸手口については、国際郵便を利用した密輸入事犯が最多で摘発件数の約

半数、次いで航空機旅客による密輸入事犯が多く摘発件数の約4割を占めた。携帯密輸の具体的な隠匿手口としては、スーツケースの二重工作、みやげ物等への偽装工作、身辺巻き付け、飲み込みが多く見受けられた。また、海上貨物や航空貨物を利用し、家具や置物を細工して覚せい剤等を隠匿した大量密輸事件が摘発されるなど、巧みな密輸手口が認められた。さらに、ロシア籍貨物船を使用した新たなルートでの覚せい剤密輸事犯をはじめ、地方港・地方空港を狙った覚せい剤密輸事犯が相次いで摘発されるなど、都市部の港や空港だけでなく、地方における摘発も増加する傾向が認められた。

こうした覚せい剤密輸事件の増加や末端価格の値下がり傾向から国内における流通量の増加がうかがえ、更に薬物の密輸・密売事犯等国内外の薬物犯罪組織の活発な動きが懸念されることから、更なる薬物犯罪組織の実態解明と取締り、水際対策の推進等の対策が必要である。

このため、引き続き国内の関係機関は緊密に連携しながら、密輸ルートの解明と密輸の水際での阻止に向けた各種の取組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的取締り、国際的な情報収集の強化、コントロールド・デリバリーの効果的活用、密輸の傾向に的確に対応するための体制の強化、装備資機材の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、薬物問題の解決のためには、国内における取組みだけでは限界があることから、引き続き国際的な薬物の供給阻止に向けて、国際会議等への参加による意見交換や国際協力を推進していく必要がある。

近年アジア圏内の様々な国において、覚せい剤の密造工場が摘発されており、製造国の多様化がうかがえ、これら密造に必要な前駆物質や、製造された覚せい剤は、国境を越え海上ルートにより取引されていると考えられる。今後も引き続き、関係各国の海上取締能力の向上を図るとともに、積極的に国際的な取締体制を構築していく必要がある。また、麻薬原料の輸出についても、麻薬製造への使用を阻止するため、今後とも適切な貿易管理を実施する必要がある。更に、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、本邦での税関に差押えられた郵便物に関する詳細情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

薬物対策に関する国際的な連携・協力については、薬物の供給中継地となっている国に対する技術協力により薬物分析能力の向上がみられるなど一定の成果が上がっているが、これらの国では依然として、薬物捜査員に係る薬物及びその取締手法に関する基礎的知識の不足や薬物鑑定技術者に係る鑑定方法、鑑定経験の不足等が見られるほか、薬物取締りや鑑定に必要な装備資機材が十分でないなど、薬物取締能力及び薬物分析能力の向上を支援するため、今後も引き続き、国際協力を推進する必要がある。

国際機関に対する財政的支援や国際機関の活動に対する積極的参加を通じたアジア地域等における国際的な薬物犯罪取締り強化のための活動、開発途上国におけるNGOによる薬物乱用防止活動に対する国連支援募金の寄附を通じた支援等、各国の薬物乱用防止活動の推進に貢献したところ、引き続き前記のような薬物対策を推進していく。

●覚せい剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検挙件数	26,227	25,060	23,474	20,343	17,955	20,273	17,480	17,169	16,043	16,468
検挙人員	19,156	18,110	16,964	14,794	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚せい剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
大麻	1,224	1,525	1,873	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867	3,087
麻薬・向精神薬	254	271	327	530	635	606	611	542	601	429
あへん	67	49	55	55	68	13	27	47	21	28

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
覚せい剤	1,030.5	419.2	442.1	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6	369.5
乾燥大麻	310.3	844.0	256.5	558.2	642.6	652.4	233.8	503.6	382.3	207.4
大麻樹脂	185.4	73.5	275.3	323.9	327.5	233.9	98.7	56.9	33.4	17.4
コカイン	15.6	23.7	17.0	2.5	85.5	2.9	9.9	19.1	5.6	11.6
ヘロイン	7.0	4.5	20.9	5.1	0.0	0.1	2.30	2.0	1.0	1.2
あへん	9.0	11.4	5.7	6.5	2.0	1.0	28.1	19.6	6.6	3.2
MDMA等錠剤型合成麻薬	78,006	112,568	190,281	393,757	469,483.0	576,748	195,294	1,278,354	217,883	91,960

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注)「乾燥大麻」は大麻たばこを含む。

●少年の覚せい剤事犯の検挙人員

(人)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	1,148	954	749	528	395	435	296	308	255	258
うち中学生	54	45	44	16	7	23	11	4	8	6
うち高校生	105	83	66	36	41	55	44	28	34	25

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	105	188	192	191	223	182	197	184	234	214
うち中学生	6	4	4	3	6	5	4	1	2	5
うち高校生	22	44	34	38	43	27	28	48	48	34

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●MDMA等合成麻薬事犯の検挙人員

(人)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	83	113	138	272	450	472	359	312	311	140
うち少年	—	—	7	29	67	66	32	24	26	8
うち20歳代	—	—	—	137	249	240	212	168	159	63

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

学校種	H13年度		H16年度		H19年度		H20年度		H21年度	
	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率
小学校	4,554	19.5	6,155	27.1	7,633	34.5	7,984	37.5	11,739	54.0
中学校	5,945	53.8	6,039	55.5	5,971	55.7	6,107	58.4	7,783	72.8
高等学校	3,612	64.8	3,274	62.7	3,039	61.2	3,084	64.1	3,731	75.3
中等教育学校	1	100.0	7	41.2	8	25.8	16	44.4	22	52.4

出典：文部科学省調べ

●覚せい剤事犯における再犯者率

(人、%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検挙人員	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873
うち再犯者数	9,529	9,250	9,009	7,907	6,840	7,438	6,421	6,807	6,283	6,865
構成比 (%)	49.7	51.1	53.1	53.4	55.2	54.9	54.3	55.7	55.9	57.8

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯の保護観察対象者の就職率

(人、%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
対象者	6,665	7,035	7,014	6,645	6,625	5,958	5,250	4,901	4,511	4,547
有職者	4,368	4,555	4,435	4,237	4,330	3,868	3,509	3,302	3,024	2,773
就職率 (%)	65.5	64.7	63.2	63.8	65.4	64.9	66.8	67.4	67.0	61.0

出典：法務省調べ

(注) 1 「対象者」には職業不詳は含まれない。

2 「有職者」には定収入のある無職者、学生、生徒、家事従事者は含まれない。

3 平成21年の数値は速報値である。

●覚せい剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検挙人員	19,156	18,110	16,964	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231	11,873
うち暴力団関係者	7,755	7,342	6,777	6,097	5,458	6,888	6,098	6,415	5,849	6,242
構成比 (%)	40.5	40.5	39.9	41.2	44.0	50.8	51.6	52.5	52.1	52.6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
来日外国人検挙人員	737	903	925	915	678	630	714	730	693	664
うちイラン人	181	231	286	166	108	116	104	134	171	143
構成比 (%)	24.6	25.6	30.9	18.1	15.9	18.4	14.6	18.4	24.7	21.5

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
覚せい剤	件数	45	47	17	48	107	28	69	65	79	168
	人員	69	57	21	66	125	41	84	90	99	227
大麻	件数	162	133	165	224	201	147	122	72	83	46
	人員	179	141	189	256	230	153	130	76	90	49
麻薬・向精神薬	件数	66	59	47	60	64	29	38	60	42	54
	人員	66	69	41	62	77	23	44	67	53	59
あへん	件数	6	3	2	1	3	2	1	6	1	4
	人員	3	1	1	1	3	1	1	8	2	2
合計	件数	279	242	231	333	375	206	230	203	205	272
	人員	317	268	252	385	435	218	259	241	244	337

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ